

町田市建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市建築審査会条例の一部を改正する条例

町田市建築審査会条例（昭和49年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「、委員の任期、」に改め、「その他」の次に「審査会に関して」を加える。

第2条に次の3項を加える。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市建築審査会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、町田市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、<u>委員の任期、議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。</p> <p><u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、町田市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織<u>および議事</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。</p>